

広島県立総合技術研究所における研究活動及び競争的研究費等の 不正防止計画

令和元年9月2日
広島県立総合技術研究所 策定
令和3年11月19日 改正
令和7年4月1日 改正

広島県立総合技術研究所が実施する研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する取扱要領第9条第1項及び、広島県立総合技術研究所における競争的研究費の適正執行・管理等に関する取扱要領第9条第1項に基づく不正防止計画については、次のとおりとする。

1 基本的な考え方

広島県立総合技術研究所（以下「総研」という。）の研究者等が研究活動や競争的研究費等の執行・管理を適正に行うため、広島県職員倫理要綱（平成10年12月制定）、広島県職員の行動理念、広島県会計規則（昭和39年規則第29号）、その他関係する法令を遵守する。

また、自己及び他者の不正の防止を講じるための対策及び不正の防止意識を高め、総研において、適正な研究活動を持続することができる組織風土を形成するよう努めなければならない。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

（1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる研究員等としたコンプライアンス教育を実施する。

コンプライアンス教育の内容は、研究員等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、研究員等の受講状況及び理解度について把握する。

これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての研究員等に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての研究員等に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

コンプライアンス推進責任者は、センター内にコンプライアンス推進副責任者（センター事務次長及び技術次長）を設ける。

コンプライアンス推進副責任者（事務次長）は予算の適正執行・管理及び、取引企業からの誓約書（別紙2）の取りまとめ等の実施運営を担う。

コンプライアンス推進副責任者（技術次長）は、センター内の確認書（別紙1）の取

りまとめ等の実施運営を担う。

(2) 競争的研究費等事業に関する研究者等の意識向上

競争的研究費等の事業に係る研究者等は、事業ごとに関連規則等の遵守や研究活動における不正を行わないことを確認する確認書（別紙1）に記載し、事業実施開始日、又は競争的研究費事業ごとに指示のある日のいずれかの早い日までに、コンプライアンス推進副責任者（技術次長）を通じて最高管理責任者へ提出する。

(3) 関係取引業者等の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、総研と競争的研究費等に係る取引を行う業者から、契約等締結日又は納品日等までに誓約書（別紙2）の提出を求め、不正防止と適正な取引の意識向上を図る。ただし、次に該当する場合は、誓約書の提出を免除するものとする。

ア：広島県における競争入札参加資格を有する者

イ：インターネットを活用した物品調達等における取引企業

ウ：旅費システムにおける切符手配業者

エ：国、地方公共団体、独立行政法人等の公的団体

オ：学校法人、公益財団法人、一般財団法人、非営利団体等

カ：電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等

キ：その他、本対象になじまない業種

3 不正を使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画推進部署（企画部事業推進担当）は、業務報告、照会回答及び研究等進捗ヒアリング、内部監査等に基づき、不正を使用を発生させる要因及びその背景の把握とその再発防止策を検討し、別紙3のとおり整理する。

不正防止計画推進部署は、監事（企画部企画担当主査）、および内部監査部門（企画部企画担当）と連携して、別紙3のとおり把握されている不正を使用を発生させる要因の把握に努め、防止計画について、点検・評価を行い、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

4 内部監査

内部監査部門（企画部企画担当）は、競争的研究費等の事業を実施したセンターについて、翌年度において、内部監査マニュアルに従い内部監査を実施する。

各センターにおいて、複数の競争的研究費を執行している場合は、競争的研究費等の事業ごとに内部監査を実施する。

内部監査部門は、効率的な監査執行の観点から、内部監査の対象となる事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づく監査及びその他の県関係機関内で行われるモニタリング、監査と重複しないよう配慮するとともに、連携を図るものとする。

広島県立総合技術研究所における研究活動及び競争的研究費の
適正執行・管理に関する確認書

広島県立総合技術研究所長 様

次の事項を確認しました。

- 1 広島県会計規則等の関係法令・規則等を遵守すること
- 2 研究活動及び競争的研究費等の不正を行わないこと
- 3 規則等に違反して不正を行った場合は、総研や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
- 4 コンプライアンス教育の内容を理解し、適正な研究活動を実施すること

競争的研究費の事業名 : _____

提出日 : 年 月 日 (新規 ・ 継続 ・ 変更)

確認年月日	所属	職	署名 (自署)

※1 : 配分を受ける競争的研究費等の事業ごとに記載する。

※2 : 配分が複数年に及ぶ場合や、関係する研究者等が追加となる場合は、毎年度、作成して提出する。

※3 : 事業に関係する研究職員、事務部門の職員、非常勤職員はすべて記載する。

※4 : 複数のセンターが関係する場合は事業の中核となるセンターが集約する。

(別紙2)

誓 約 書

当社は、広島県立総合技術研究所との取引に当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 広島県会計規則等の関係法令・規則等を遵守すること
- 2 広島県立総合技術研究所の研究活動及び競争的研究費等の不正に関与しないこと
- 3 広島県立総合技術研究所の内部監査、その他の調査において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること
- 4 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 5 広島県立総合技術研究所の研究者等から不正の依頼等があった場合は、通報（告発）の受付窓口に連絡すること。

令和 年 月 日

センター長 様

(住所)

(事業者名)

(代表者職・氏名)

(印)

※1：本様式は、取引を行う年度ごとに提出し、センターで集約する。

※2：次の場合は、提出を免除する。

- ア：広島県における競争入札参加資格を有する者
- イ：インターネットを活用した物品調達等における取引企業
- ウ：旅費システムにおける切符手配業者
- エ：国、地方公共団体、独立行政法人等の公的団体
- オ：学校法人、公益財団法人、一般財団法人、非営利団体等
- カ：電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等
- キ：その他、本対象になじまない業種

※3：住所、事業者名、代表者職・氏名のいずれかが変更となった場合は、すみやかに再提出する。

※4：発注機関によっては、宛先等をセンター長以外に変更しても構わない。
(誓約書はセンターで集約・保管しておくこと)

(別紙3)

区分	不正を発生させると考えられる要因	不正防止に向けた具体的な対応
責任体制	決裁手続きが複雑で責任の所在が不明瞭	広島県立総合技術研究所決裁規程等に基づき、決裁ルートを運用する。
ルールの統一化	発注等のルールと実態の乖離	研究実施者と発注担当者（物品等管理部門）を分離するなど、チェック体制を有効に機能させる。また、発注担当者と検査、検収者を分ける
	業者に対する未払い問題の発生	
	取引に対するチェックが不十分	
適正な執行環境	予算執行の特定の時期への偏り	センター内における研究進捗状況の把握・管理 総研企画部における研究進捗ヒアリングの実施 年度末等における支払時期繁忙期に対する全庁的通知の周知 機器導入に係る早期入札執行の周知
	同一の研究者等において、同一業者、同一品目の多頻度取引	研究実施者と発注担当者（物品等管理部門）を分離するなど、チェック体制を有効に機能させる。 また、発注担当者と検査、検収者を分ける（再掲）
	特定の研究内容でしか取引のない業者や、新規に開始した業者への発注の偏り	
	データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成、機器の保守点検など、特殊な契約に対する検収が不十分	詳細な仕様書等に基づいて確認検収を実施
	検収業務やモニタリング等の形骸化（現物確認等の不徹底）	内部監査等のセンター所属職員以外による執行のチェック機能を維持する
	業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用	発注担当者と検査、検収者を分ける（再掲）
	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究部任せ	部内の研究進捗管理のほか、勤務状況の確認については、研究部以外での確認を行う。
	出張の事実確認等が行える手続きが不十分（二重払いや用務先への事実確認が行いにくい）	復命書類による事実確認のほか、内部監査等のセンター所属職員以外による執行のチェック機能を維持する。
	個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な研究環境により、不正が判明しにくい	センター内における研究進捗状況の把握・管理 総研企画部における研究進捗ヒアリングの実施（再掲）
共通	研究活動と競争的研究費の適正執行・管理について、意識が希薄となる。	定期的なコンプライアンス教育を実施 教育内容やその理解度の確認を行う。